

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）  
（総括）研究報告書

新興感染症の感染拡大時に必要な在宅医療提供体制についての研究

研究代表者 武田俊彦

一般社団法人日本在宅ケアアライアンス

研究要旨

保健所、在宅医療・ケア提供機関、入院医療機関を対象に新型コロナウイルス感染症への対応及び課題に関する調査、さらに感染蔓延地域で重要な機能を発揮した機関の主たるメンバーへのインタビューを行った。これらの知見は、今後、新興感染症拡大時の自宅療養者フォローアップ体制の構築に資する資料となると考える。

研究代表者 武田俊彦

一般社団法人

日本在宅ケアアライアンス

副理事長

A. 研究目的

令和2年1月に新型コロナウイルス感染者が国内で初めて発生後、短期間のうちに感染拡大し、医療機能を逼迫させ、同年4月には緊急事態宣言が発令される等、緊急かつ重大な状況に直面した。さらに、令和3年1～2月には第3波を経験し、これまで以上の、また全国的な医療・保健機能の逼迫状況となった。

新型コロナウイルス感染症については、病床確保や都道府県全体の入院調整に最大限努力したうえで、なお、病床が逼迫する場合には、入院勧告等ができるとしている者のうち、医師が入院の必要ないと判断した場合、自宅療養や宿泊療養施設において、健康観察を行うことができることとなっている。

自宅療養においては、「宿泊療養・自宅療養に関する留意事項等について」（令和2年4月10日付事務連絡）、「自宅療養を行う患者等に対するフォローアップ業務の委託について」（令和2年4月11日付事務連絡）等で示されたとおり、保健所等の業務負担軽減を図り、医学的知見に基づいた対応を行うため、保健所等は地域の医師会や都道府県看護協会、在宅ケアに関する団体等に自宅療養者や自宅待機中の患者等に対するフォローアップ業務を委託することが可能とな

っている。また、フォローアップに伴い、医療が必要となる場合については、医療機関等から医療の提供を行うことが可能となっている。

しかし、医療機能の逼迫の改善や保健所の業務負担軽減等に資するような取り組みはあまり進まず、入院待機者や自宅療養者への健康観察や医療の提供を十分に行えず、死亡例も散見された地域もある。また、回復した入院患者が円滑に在宅等に移行できないことが、病床の逼迫の一因となった。

本研究は、医療機能の逼迫時においても、自宅療養者等に対する健康観察や医療の提供が適切に行われ、さらに回復した入院患者について、退院後も必要な医療が在宅でも受けることができる体制を検討することにより、新型コロナウイルス感染症、さらには今後起こりうる新興感染症に対する保健医療全体の対応能力を底上げすることを目的とする。

B. 研究方法

以下の方法で、研究を行った。

1. 第6波までの対応の振り返り

1) インタビュー調査

2. 自宅療養者等に対するフォローアップ体制構築及び健康観察業務のアウトソーシングに関する検討

1) Web調査

2) インタビュー調査

3. 自宅療養者等に対するフォローアップ体制構築に関する検討

1) Web調査

2) インタビュー調査

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）  
（総括）研究報告書

4.新型コロナウイルス感染症罹患者への  
入院医療提供に関する検討

- 1) Web 調査
- 2) インタビュー調査

（倫理面への配慮）慶應義塾大学医学部倫理委員会の承認を受けた（承認番号 20210112）

C. 研究結果

1. 新興感染症拡大時の課題

○多岐にわたる保健所業務に伴う逼迫が課題

-コロナ感染拡大の初期から、保健所に求められる役割は多岐にわたった（積極的疫学調査、検査、入院・入所に係る調整等）一方、検査の目詰まりや発生届事務の停滞、自宅待機者の増加に伴う保健所からの自宅療養者への連絡の遅滞等の問題が顕在化した。

○地域包括ケアシステムに立脚する有事対応の在り方の検討

-第4波までは、多くの都道府県が罹患者は全て入院という方針で、自宅療養者のサポート体制については、必要性は感じるものの具体的なアクションを取らなかった。しかし、第5波、第6波と感染者が爆発的に増大する中、自宅療養を余儀なくされる罹患者も増え、その中に中等症以上の有症状者も発生した。病床は有限であり、感染が急拡大する局面では、自宅療養者の急増は避けられない。新興感染症拡大時に向けて、平時から自宅療養者のサポート体制について、検討や準備をしておく必要がある。

-その地域で主に在宅医療を担っている機関が医師会等、職能団体に入会していない地域もあり、自治体・保健所・DMAT 等が、在宅医療・ケアの窓口をどこにしたらいいのか定まらず困ったという声も多く挙がった。これは、今回の感染症に際してのみならず、自然災害被災地でも同じ課題が挙がっている。

-自宅療養者の医療はもとより、生活支援も必要である。また介護施設等でのクラスター対応なども含め、普段からの医療介護連携上の対応が求められる。これまで各地で地域包括ケアシステムの構築が進められてきたが、密接な連携体制が構築されていた地域ほど感染症対応においても連携が容易であったという声が多く聞かれた。したがって、地域包括ケアシステムに立脚する有事対応を平時から検討すべきである。

○医療と保健の役割分担

-保健所職員による自宅療養者の健康観察、入院判断、入院調整は、質の担保、判断の妥当性、交渉の効率の点に課題があるという声が多く挙がった。

-ポストコロナを踏まえ、保健所が担う地域の総合的な保健衛生行政機関としての機能含め、健康危機管理における保健所の在り方を再検討することが必要である。

○都道府県と保健所設置市等の連携における課題

-感染拡大時に迅速な情報共有、対応ができないなど、現状では保健所設置市（特に県庁所在地）と都道府県との間の連携、基礎自治体と都道府県の連携が十分でないことも課題である。また都道府県と県型保健所間における連携や市町村保健センターとの連携の実態や在り方についても改めて整理することが必要である。

○都道府県と保健所設置市、職能団体と連携した体制整備と人材育成

-有事に強い組織を作るための人材育成・組織づくりが必要である。具体的には、保健所における保健師の確実な人材確保のみならず、保健所職員、自治体職員の中で、感染症の知識のみならず、健康危機発生時におけるマネジメントスキルや受援体制構築が可能なリーダーを養成するとともに、有事においてリーダーが指揮・命令できる組織づくりが必要である。

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）  
（総括）研究報告書

○有事の組織体制確保

-円滑な情報連携等が行われるよう、保健所設置市とも連携した都道府県を中心とする有事に向けた体制を平時から整備し、有事の際には即応体制が直ちに取れるようにしておく必要がある。自治体・保健所の機能強化、人材育成と併せて、DMAT との連携など、健康危機に関するマネジメントや初動を担う外部機関との連携も重要な選択肢として検討すべきである。

-一般の法改正で都道府県と保健所設置市等の間の情報連携の強化の規定が整備されたところ、その規定に基づき、迅速な情報共有を推進。また、都道府県知事が保健所設置市長等に対し入院等の総合調整を行う規定が整備された。さらに、施行状況を見つつ必要に応じて、円滑な対応に向けて、都道府県知事から保健所設置市長・特別区長への指示・調整等の規定の必要性についても検討すべきである。

-感染症の広域的な拡大と、その広がり の速さに対応するためには、国が先頭に立って、国内全域の自治体に対し、感染拡大に向けた迅速な指示を行うことや、そのために必要な情報が的確に国に届くよう、迅速な情報把握の体制構築と情報収集活動が重要である。

-有事における国が地方に指示を発動する法整備は既にできているものの、その発動はなされていない。

○ICT 環境整備と活用による即時的な感染情報共有が必要

-保健所内のデータ収集に係るデジタル化を推進（同一県内や近隣保健所間での情報連携の推進を促す環境整備を含む）する必要がある。また、これらのデータ分析を行い、戦略に活用するための体制を、他部門からの応援も含め、整える必要がある。

○自宅療養者の健康観察等アウトソーシングにあたっての課題

-保健所長が考える自宅療養者の健康観察等アウトソーシングにあたってのバリアについては、「アウトソーシングする先がない」、「委託にあたっての関連業務が膨大」、「完全に委託できず、業務軽減・効率化に繋がらない」、「急変時対応などのルールや体制を整備することが先決」、「感染者数・業務量の予測が困難」、「職能団体とのコミュニケーションが困難」の6点に集約された。

2. Good Practice 例

保健所、DMAT、県対策本部、医師会、医療機関や診療チームで中心的な役割を担われた方々に第6波までの対応を振り返ってもらうことにより、各波における詳細の課題や実際の対応が整理された。

D. 考察

感染拡大のステージによって全国の状況が大きく変化する中、令和3年夏時点で、その渦中における全国の保健所の対応状況や課題を把握するとともに、全国の新型コロナウイルス感染症に対する在宅医療および入院医療機関における最前線の医療提供の取り組みを把握した。

調査開始直後、デルタ株によって首都圏中心に感染拡大をきたし、また、その後、令和3年度末にかけてさらに新たなオミクロン株の感染拡大が生じ、かつてないほどの感染拡大が起きた。したがって、この期間は、調査を中断せざるを得なかった。

しかし、形を変えつつ攻め来た新型コロナウイルスの6つの波を経験し、各地の先進的取り組みがさらに進化したことを踏まえ、改めて、令和3年度末における保健所、職能団体、DMAT、在宅医療最前線の最新の取り組み状況、また第1波からの対応および課題の変遷に関する把握を行った。

E. 結論

この最新の動向調査において、これまでの取り組みの歴史的経過も含めて状況と課題の全体像をある程度明らかにすることができた。また、感染拡大の渦中において、保

厚生労働行政推進調査事業費（厚生労働科学特別研究事業）  
（総括）研究報告書

健所と医療機関がどのような課題を感じ、どう行動していたかの状況把握は、今後、新興感染症拡大時の在宅療養者フォローアップ体制の構築に資する資料となると考える。

**F. 健康危険情報**

なし

**G. 研究発表**

**1. 論文発表**

本研究で取得した質的・量的データを科学的手法を用い詳細に解析し、以下2本の論文にまとめた上、近日中に公衆衛生学会学術、および在宅医療連合学会学術誌に投稿予定である。

1. 「新興感染症の感染拡大時に必要な在宅医療提供体制確保のための要件～保健所長たちの見解と提言～」

2. 「有事における地域総力戦にするための提言～Covid19への対応から得た経験と知見による危機管理や平時からの備えの具体～」

**2. 学会発表・講演**

なし

**H. 知的財産権の出願・登録状況**

**1. 特許取得**

なし

**2. 実用新案登録**

なし

**3. その他**

なし